

大分大学医学部附属病院臨床倫理コンサルテーションチーム内規

令和2年5月27日制定

令和2年医学部附属病院内規第1-1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院臨床倫理委員会細則（平成30年医学部附属病院細則第1-6号）第14条第2項の規定により、大分大学医学部附属病院臨床倫理コンサルテーションチーム（以下「チーム」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 チームは、臨床医療の場面において、臨床倫理に関する相談を希望する者（以下「申請者」という。）から相談依頼を受けた日常的に遭遇する倫理的な価値判断が困難な事案について、多職種で諸問題を共有し、検討を行った上で、適宜助言を行うものとする。この場合において、必要に応じて、大分大学医学部附属病院臨床倫理委員会（以下「臨床倫理委員会」という。）での審議を求めるよう申請者へ助言するものとする。

(構成)

第3条 チームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) チームリーダー 1人
- (2) 医師 若干人
- (3) 看護師 若干人
- (4) 薬剤師 若干人
- (5) 医療ソーシャルワーカー 若干人
- (6) 臨床心理士 若干人
- (7) 医学・病院事務部の職員 若干人
- (8) その他チームリーダーが必要と認める者

2 前項第1号の構成員は、病院長が指名する。

3 第1項第2号から第8号までの構成員は、相談依頼のあった事案ごとにチームリーダーが指名する。

(チームリーダー)

第4条 チームリーダーは、チームの活動を総括する。

2 チームリーダーは、チームを招集し、その座長となる。

(相談手続)

第5条 申請者は、別に定める様式に必要事項を記入の上、チームに申請するものとする。

(臨床倫理委員会への報告)

第6条 チームリーダーは、検討内容及び検討結果を臨床倫理委員会に報告するものとする。

(機密の保持)

第7条 構成員は、機密の保持に万全の注意を払い、知り得た情報を正当な理由なくして漏らしてはならない。チームを退いた後も同様とする。

(事務)

第8条 チームに関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年5月27日から施行する。

附 則 (令和5年医学部附属病院内規第1－3号)

この内規は、令和5年7月27日から施行する。